

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☛ 残業従業員への食事代相当額の現金支給

Q: 残業の場合に提供する食事については、非課税ということですが、残業した従業員が個々に付近のレストランで食事をするように、食事代として現金を支給した場合も、非課税として取り扱ってよいのでしょうか。

A: 非課税として取り扱うことはできません。食事代相当額全額が課税の対象となります。

【解説】

使用者が、例えば、9時から17時までを正規の勤務時間とする者に対し、20時まで時間外労働（いわゆる残業）をさせた場合や、宿日直勤務をさせた場合において、夕食又は朝食を支給するときのこの食事は、これらの勤務に伴い追加的に必要となる食事を提供するもので、実費弁償の観点から支給するものである点を考慮し、課税しなくて差し支えないこととされています。

ところで、ご質問の食事代は、食事をするための金銭の支給であって、食事そのものの提供ではありませんから、食事手当というような金銭支給の手当の一種と考えられます。

したがって、食事代相当額については、その全額が課税の対象となります。

なお、各人に金銭を支給するという方法ではなく、レストランなどから一括して会社に請求させ、会社がその代金を支払うという方法をとれば、会社が購入した食事を各人に提供したと考えることもできますから、この場合には課税しないこととして取り扱うことができます。

